川崎市看護師等修学資金貸与制度の案内

御留意ください

この制度は、川崎市内の看護師等の充足を図ることを目的した 金銭の貸与であるため、 返還が免除される条件を満たさない場 合は、貸与した修学資金の全額を一括でお返しいただくことにな ります。

また、届出事項(住所・氏名・勤務先等)に変更が生じた場合や、看護師等養成施設を休学・留年・退学する場合、産休・育休などで休業する場合は、直ちに川崎市への連絡・届出が必要です。

川崎市健康福祉局保健医療政策部地域医療担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
TEL 044-200-3740・2428
FAX 044-200-3934

目 次

1	制度の概要	•••••	1
2	貸与条例	•••••••••••	5
3	施行規則		1 1

制度の概要

1 制度の目的

この制度は、看護師等の充実を図ることを目的として、将来川崎市内の保険医療機関等において、看護師及び准看護師の業務に従事しようとしており、そのための養成施設(看護学校)に在学する学生に対して修学資金を貸与し、修学の継続を支援することを目的としています。

2 貸与対象者

看護師、准看護師養成施設に在学しており、卒業後、川崎市内の保険医療機関 等に看護師等として勤務しようとする方。

3 貸与額

- (1) 看護師の課程 月額 32,000円
- (2) 准看護師の課程 月額 17,000円

四半期ごとに3か月分を交付します。なお、毎年度の最初の交付及び市長がや むを得ないと認めた場合は、これに限りません。

4 貸与期間

貸与を決定した年度の4月分から養成施設を卒業する月の分までです。

(正規の修学期間を上限とします。)

なお、休学・留年期間中は貸与しません。

5 連帯保証人について

貸与決定後、2名の連帯保証人を立てていただきます。

(貸与決定通知の送付時に案内を同封します。)

連帯保証人は独立の生計を営む成年者で、被貸与者(修学生)が未成年者の場合は、そのうち1名は親権者又はこれに類する者でなければなりません。

連帯保証人に変更が生じる場合は、直ちに届出が必要です。

6 在学証明書の提出について

修学資金の貸与を受けている者は、毎年度、在学証明書(4月1日現在の学年が記載されているもの)を提出しなければなりません。

7 貸与の廃止及び休止

修学資金の貸与を受けている者が、在学中、次のいずれかに該当する場合は貸 与が廃止され、修学資金の全額を一括返還しなくてはなりません。

- (1) 死亡したとき
- (2)養成施設を退学したとき
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- (5) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき

また、次の場合、貸与を休止します。

- (6) 養成施設を休学したとき又は停学処分をうけたとき
- (7) 川崎市立看護大学の修学生が、地域定着促進奨学金の貸付けを受けたとき
 - ※貸与の廃止又は休止事項に該当した場合は、直ちに届出が必要です。 休学の場合、復学時にも届出が必要です。

次の場合は、修学資金の全額を一括返還しなくてはなりません。

- (1) 死亡したとき
- (2)貸与を廃止されたとき
- (3) <u>卒業した日から1月以内に市内の保険医療機関等</u>で看護業務に従事しなかったとき(9(2)及び(4)に該当する場合を除く。)
- (4) 卒業した日の属する年度の次の年度までに行われる試験において、看護師等 の免許が取得できなかったとき
- (5) 卒業後、<u>貸与期間に1年を加えた期間を満たす前に市内の保険医療機関等で</u> の看護業務をやめたとき
 - ※返還事項に該当した場合は、直ちに届出が必要です。

9 返還猶予

次の場合は、修学資金の返還を猶予します。

いずれの場合も、そのことを証明する書類を添えて申請をする必要があります。

- (1) 市内の保険医療機関等において看護業務に従事しているとき ※勤務先を変更した場合は、直ちに届出が必要です。
- (2)養成施設卒業後、保健師、助産師、看護師養成施設又は大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする課程に進学したとき

- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が困難と認められるとき
- (4)養成施設を卒業する日の属する年度に実施される看護師国家試験又は准看護師試験(以下「試験」という。)に合格しなかった場合において、翌年度に実施される試験に合格し、看護師等の免許を取得しようとする意思を有すると認められるとき。

10 返還免除

卒業後、<u>貸与を受けた期間に1年間を加えた期間</u>、市内の保険医療機関等において引き続き看護業務に従事したときは、修学資金の返還を全額免除します。

なお、そのことを証明する書類(在職証明書)を添えて、申請をする必要があります。

※<u>返還猶予及び返還免除になると思われる方には、申請についての案内を郵送します。</u>

届け出た住所・氏名等に変更が生じた場合は、必ず届け出てください。

- ※休業(産休・育休等)した期間は、返還免除に必要な勤務期間に算定しません。休業する場合も、必ず届け出てください。
- ※返還免除(猶予)対象となる保険医療機関等については、4ページを参照してください。

11 届出について

次のような場合は、直ちに届け出なければなりません。 必要書類についてはお問い合わせください。

- (1)「7 貸与の廃止及び休止」の各号の規定に該当したとき
- (2) 復学したとき
- (3)「8 返還」の各号の規定に該当したとき
- (4) 住所・氏名・勤務先・連帯保証人その他届出事項に変更が生じたとき
- (5) 返還猶予期間中に、産休・育休又は病気休暇を取得するとき

返還免除(猶予)対象となる保険医療機関等 (令和4年度以降の新規貸与者)

返還債務を猶予・	①健康保険法第63条第3項各号に規定する病院又は診療所		
免除する勤務先	(保険医療機関等)		
(川崎市内に限る) (※)	②下表に記載の社会福祉施設等		
返還債務免除に要する看護	貸与期間に1年を加えた期間		
	(例) 2年間貸与を受けた場合は、3年間の従事		
未伤少促尹朔囘	3年間貸与を受けた場合は、4年間の従事		

(※) 助産所、川崎市の保健所及び保健所支所は対象外となります。

返還債務を猶予・免除する社会福祉施設等

児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関

健康保険法第88条第1項の指定に係る同項に規定する訪問看護事業を行う事業所

介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業 (同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所

介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び施設障害福祉サービスを行う事業所

老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設

身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設

児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設

生活保護法第38条第1項に規定する保護施設

その他市長が認める施設 (健診専門施設、献血ルーム等)

(目的)

第1条 この条例は、将来市内の医療施設等において看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)として勤務しようとする者に対し、看護師等修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与し、もって看護師等の充実を図ることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市内の医療施設等 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第63条第3項第1号に規定する保 険医療機関その他規則で定めるものであって、本市の区域内に開設されたもの(保健所及び保 健所支所を除く。)をいう。
 - (2) 養成施設 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第21条に 規定する大学、学校及び看護師養成所並びに法第22条に規定する学校及び准看護師養成所をい う。

(貸与対象者)

- 第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、将来市内の医療施設等において看護師等として勤務しようとする者で次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 法第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した大学、同条第2号の規定に基づき 文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定に基づき都道府県知事が指定した看護師養 成所に在学する者
 - (2) 法第22条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学する者

(貸与申請)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、必要な調査を行い、毎年度予算の範囲内に おいて貸与の可否を決定する。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸与の決定を受けた者は、規則で定める連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与額)

- 第7条 修学資金の貸与額は、次に掲げる額とする。
 - (1) 第3条第1号に規定する大学、学校又は看護師養成所に在学する者 月額 32,000円
 - (2) 第3条第2号に規定する学校又は准看護師養成所に在学する者 月額 17,000円 (利息)
- 第8条 修学資金は、無利息とする。

(貸与期間)

第9条 修学資金の貸与期間は、貸与を決定した日の属する年度の4月から養成施設を卒業する日 の属する月までとする。

(貸与の廃止及び休止)

- 第10条 市長は、修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸与を廃止するものとする。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 退学したとき。
 - (3) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。
 - (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (5) 前各号のほか修学資金の貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- 2 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める期間について修学資金の貸与を休止するものとする。
 - (1) 休学したとき 休学した日の属する月から復学した日の属する月の前月(復学した日が休 学した日の属する月と同一の月に属するときは、復学した日の属する月)まで
 - (2) 停学処分を受けたとき 停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月 (復学した日が停学処分を受けた日の属する月と同一の月に属するときは、復学した日の属す る月の翌月)まで
 - (3) 留年(同一の学年の課程を再度履修することをいう。以下同じ。) したとき 留年した日 の属する月から進級した日の属する月の前月まで
 - (4) 前各号のほか、市長が修学資金の貸与を休止することが適当であると認めたとき 市長が

定める期間

3 前項の場合において、休止した期間の月の分として既に貸与した修学資金があるときは、市長 は、その修学資金について、前項各号に掲げる期間の最後の月の翌月以後の月の分として貸与し たものとみなすことができる。

(返還債務の当然免除)

- 第11条 市長は、第5条の規定により修学資金の貸与の決定を受け、当該修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)が、養成施設を卒業した日から1月以内に市内の医療施設等に勤務し、第9条の貸与期間(前条第2項の規定により貸与を休止していた期間を除く。)に相当する期間に1年を加算した期間看護師等としての業務(以下「看護業務」という。)に従事したときは、当該修学資金の返還債務を免除するものとする。
- 2 第14条(第2号又は第4号に係る部分に限る。)の規定により修学資金の返還を猶予された被貸与者についての前項の規定の適用については、同項中「養成施設を卒業した日」とあるのは、「第14条第2号又は第4号に該当する事由が終了した日」とする。
- 3 市長は、被貸与者が第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する 返還債務を免除される期間の満了前に看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する 心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還債務を免除 する。

(返還債務の裁量免除)

第12条 市長は、被貸与者が死亡又は心身の故障により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき、その他特に必要と認めるときは、当該修学資金の返還債務の全部又は一部を 免除することができる。

(返還)

- 第13条 被貸与者は、自らが次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由の発生 した日の属する月の翌月の末日までに修学資金の全額を返還しなければならない。
 - (1) 第10条第1項各号のいずれかに該当したとき。
 - (2) 養成施設を卒業した日から1月以内に市内の医療施設等において看護業務に従事しなかったとき。
 - (3) 第11条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する返還債務を免除される期間満了前に、市内の医療施設等における看護業務をやめたとき。
- 2 市長は、修学生が偽りその他不正な方法で修学資金の貸与を受けたことが明らかになったとき

は、直ちに修学資金の全額を返還させることができる。

(返還の猶予)

- 第14条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続 している間、修学資金の返還債務を猶予する。
 - (1) 養成施設を卒業後、市内の医療施設等において看護業務に従事しているとき。
 - (2) 養成施設を卒業後、法第19条から第21条までに規定する大学、学校若しくは養成所又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする課程に在学しているとき。
 - (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金の返還が困難と認められるとき。
 - (4) 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される法第18条に規定する看護師国家試験又は 准看護師試験(以下「試験」という。)に合格しなかった場合において、当該年度の翌年度に 実施される試験に合格し、看護師等の免許を取得しようとする意思を有すると認められるとき。 (延滞利息)
- 第15条 被貸与者は、正当な理由がなく修学資金の返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払われなければならない。
- 2 前項の規定により計算した延滞利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 利率等の表示の年利建て移行に伴う関係条例の整備に関する条例(昭和46年川崎市条例第1号) 第2条の規定は、第1項の延滞利息の計算について準用する。

(在学証明書の提出)

第16条 修学生は、毎年在学証明書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月18日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第7条の規定は、この条例施行の日以後に修学資金の貸与の決定を受ける者から 適用し、同日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和52年3月31日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第7条の規定は、この条例施行の日以後に修学資金の貸与の決定を受ける者から 適用し、同日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月30日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第7条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に修学資金の貸与の決定を受ける者から適用し、施行日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、 なお従前の例による。

附 則(平成4年3月30日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月26日条例第35号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。(以下略)

附 則(平成9年7月1日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日条例第57号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月28日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第3条の規定による改正前の川崎市看護婦等修学資金貸与条例の規定によ

りなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の川崎市看護師等修学資金貸与 条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成21年12月24日条例第54号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定により看護師等修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与の決定を受け、当該修学資金の貸与を受けた者であって、旧条例第13条各号のいずれにも該当していないものは、改正後の条例(以下「新条例」という。)第5条の規定により修学資金の貸与の決定を受け、当該修学資金の貸与を受けた者とみなして、新条例の規定を適用する。

附 則 (令和3年10月12日条例第72号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定(同項第4号に係る部分に限る。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例(以下「新条例」という。)第11条第1項及び第14条第1号の規定は、この条例 の施行の日(以下「施行日」という。)以後に修学資金の貸与の決定を受ける者から適用し、施 行日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。ただし、施行日前 に修学資金の貸与の決定を受けた者が新条例第2条第1号に規定する市内の医療施設等に勤務したときは、改正前の条例第11条第1項及び第14条第1号に規定する市内の医療施設に勤務したものとみなす。

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市看護師等修学資金貸与条例(昭和49年川崎市条例第10号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(医療施設等)

- 第1条の2 条例第2条第1号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。
- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第2号及び第3号に規定する病院又は診療所
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関
- (3) 健康保険法第88条第1項の指定に係る同項に規定する訪問看護事業を行う事業所
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所
- (5) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (6) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- (7) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び施設障害福祉サービスを行う事業所
- (9) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設
- (10) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設
- (11) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (12) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設
- (13) その他市長が認める施設

(申請手続)

- 第2条 条例第4条の規定による看護師等修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与の申請は、看護師等修学資金貸与申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
- (1) 養成施設の長の推薦書
- (2) 健康診断書

(3) 住民票の写し

2 前項に規定する申請書は、4月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が 特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸与の決定通知)

第3条 市長は、条例第5条の規定による修学資金の貸与を決定したときは、看護師等修学資金 貸与決定通知書(第2号様式。以下「貸与決定通知書」という。)を申請者に交付する。

2 貸与をしないと決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(誓約書の提出)

第4条 前条の規定により貸与決定通知書の交付を受けた者(以下「貸与決定者」という。)は、 速やかに次条に規定する連帯保証人と連署した誓約書(第3号様式)に貸与決定者及び連帯保証 人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

2 貸与決定者は、貸与決定通知書に記載された貸与予定期間を超えて引き続き修学資金の貸与 を受けることとなるときは、貸与予定期間の末日の翌日の前2箇月以内に、連帯保証人と連署し た誓約書に貸与決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。 (連帯保証人)

第5条 条例第6条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 貸与決定者が未成年者であるときは、前項の連帯保証人のうち1人は貸与決定者の親権者又はこれに類する者でなければならない。

(修学資金の交付)

第6条 修学資金は、四半期ごとに各期の初月に当該四半期分を交付するものとする。ただし、 次の各号のいずれかに該当するときは、これを変更することができる。

- (1) 各年度の最初の四半期分を交付するとき。
- (2) 市長が特別の理由があると認めるとき。

(届出義務)

第7条 条例第11条第1項に規定する被貸与者(以下「被貸与者」という。) (第5号にあっては、被貸与者又は連帯保証人)が次の各号のいずれかに該当するときは、被貸与者又は連帯保証人は、直ちに当該事実を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 養成施設において休学し、復学し、若しくは退学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (3) 心身に著しい故障を生じたとき。

- (4) 川崎市看護大学奨学金条例(令和3年川崎市条例第71号)第2条第2号の地域定着促進奨学金の貸付けを受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、住所、氏名、職業、勤務先その他市長が特に必要と認める事項に変更があったとき。
- 2 被貸与者が死亡したときは、その者の親族又は連帯保証人は、その事実を証する書類を添え て直ちに市長に届け出なければならない。

(貸与の廃止等の通知)

第8条 条例第10条第1項及び第2項の規定により修学資金の貸与を廃止し、又は休止したときは、看護師等修学資金貸与廃止(休止)通知書(第4号様式)を条例第10条第1項に規定する修学生(以下「修学生」という。)に交付するものとする。

(借用証書の提出)

第9条 修学生は、修学資金の貸与が終了し、又は条例第10条第1項各号のいずれかに該当したときは、直ちに連帯保証人と連署した看護師等修学資金借用証書(第5号様式。以下「借用証書」という。)に修学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、修学生が死亡した場合は、連帯保証人が借用証書に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出するものとする。

2 前項本文に規定する場合において、修学資金の全額を返還した者は、同項の規定にかかわらず、借用証書の提出を要しない。

(返還免除の申請)

第10条 条例第11条及び第12条の規定により修学資金の返還債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、看護師等修学資金返還債務免除申請書(第6号様式)に、当該事実を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(返還猶予の申請等)

第11条 条例第14条の規定による修学資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、看護師等修学資金返還猶予申請書(第7号様式)に、当該事実を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その可否を決定し、その旨を申請者に通知するものと する。 3 前項の規定による修学資金の返還債務の履行猶予を受けた者は、返還を猶予された当該事実 が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(在学証明書の提出期限)

第12条 条例第16条に規定する在学証明書の提出期限は、毎年4月末日とする。

(連帯保証人の変更)

第13条 被貸与者は、連帯保証人が死亡したとき又は第5条の規定に該当しなくなったときは、 直ちに新たな連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の場合において、被貸与者は、直ちに新たな連帯保証人と連署した連帯保証人変更届兼 誓約書(第8号様式)に被貸与者及び当該連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しな ければならない。

(委任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月31日規則第21号)

この改正規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年9月30日規則第82号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月30日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成4年8月28日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成22年3月31日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(令和3年10月12日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月28日規則第3号)

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後に川崎市看護師等修学資金貸与条例 (昭和49年川崎市条例第10号)第5条の規定により貸与の決定を受けた者から適用し、同日前に 同条の規定により貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により作成されている帳票(第5号様式に限る。)で、現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則(令和6年3月29日規則第22号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提 出 書 類 一 覧

1 在学中

	事項	提出書類名	書式(根拠法規)
1	貸与申請のとき	□貸与申請書	第1号様式
		□健康診断書	
		□養成施設の長の推薦書	
		□住民票の写し	
		□誓約書	第3号様式
2	貸与決定後	□本人・連帯保証人の印鑑証明書	
		□修学資金振込依頼書	
3	新年度になったとき	□在学証明書 (学年が記載されているもの)	(条例第16条)
4	休学したとき 復学したとき	□修学資金に関する届出書	(施行規則第7条)
_	停学処分を受けたとき	□事実を証明する書類	
	退学したとき 修学資金の貸与を辞退したとき	□修学資金借用証書	第5号様式
5		□修学資金に関する届出書	(施行規則第7条)
		□事実を証明する書類	
6	心身に故障を生じたとき	□修学資金に関する届出書	(施行規則第7条)
	死亡したとき	□事実を証明する書類	
7	連帯保証人を変更するとき	□連帯保証人変更届兼誓約書	第8号様式
	2 10 FIGHT / C 50 20 7 W C C	□新しい連帯保証人の印鑑証明書	
8	修学生又は被貸与者、連帯保証人の 住所、氏名、その他重要な事項に変 更があったとき	□修学資金に関する届出書	(施行規則第7条)
		□事実を証明する書類	
9	留年したとき	□修学資金に関する届出書	(施行規則第7条)
		□事実を証明する書類	
10	誓約書に記載の貸与予定期間を経過して、なお修学資金の貸与を受ける	□誓約書	第3号様式
	とき	□本人・連帯保証人の印鑑証明書	

卒業後 2

	事項	提出書類名	書式(根拠法規)
		□修学資金借用証書	第5号様式
1 3	養成施設を卒業したとき	□本人・連帯保証人の印鑑証明書	
		□卒業証明書	
2	卒業後、市内保険医療機関等におい	□返還猶予申請書	第7号様式
	て看護業務に従事したとき	□在職証明書	
3	卒業後、保健師・助産師・看護師養 成所又は大学院の看護に関する専門	□返還猶予申請書	第7号様式
	知識の修得を目的とする課程に進学 したとき	□在学証明書	
	災害、疾病、その他やむを得ない理 由により修学資金を返還することが 困難なとき	□返還猶予申請書	第7号様式
		□事実を証明する書類	
5	修学資金の貸与を受けた期間に1年 間を加えた期間、市内保険医療機関	□返還免除申請書	第6号様式
	等において看護業務に従事したとき	□在職証明書	
6	看護業務上の理由で、死亡又は心身の故障により看護業務を継続するこ	□返還免除申請書	第6号様式
	とができなくなったとき (当然免除)	□事実を証明する書類	
7	死亡又は心身の故障により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき (裁量免除)	□返還免除申請書	第6号様式
		□事実を証明する書類	
8	休業 (産休・育休など) するとき 復帰するとき	□修学資金に関する届出書	(施行規則第7条)
		□事実を証明する書類	
9	連帯保証人を変更するとき	□連帯保証人変更届兼誓約書	第8号様式
		□新しい連帯保証人の印鑑証明書	
	被貸与者、連帯保証人の住所、氏 名、職業、勤務先その他重要な事項	□修学資金に関する届出書	(施行規則第7条)
Ĺ	に変更があったとき	□事実を証明する書類	

※指定の用紙は、御連絡いただければお送りいたします。
※住民票の写しについては、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

連絡先 川崎市健康福祉局保健医療政策部

地域医療担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3740·2428